

県政調査報告書

令和 6 年 6 月 27 日

神奈川県議会議員 殿

会派名 かながわ未来神奈川県議会議員団
団長名 京島 けいこ

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) <u>京島 けいこ</u> (団 員) <u>近藤 大輔</u> <u>作山 ゆうすけ</u> <u>岸部 都</u> <u>石川 裕憲</u> <u>脇 礼子</u> <u>佐藤 けいすけ</u> <u>永井 真人</u> <u>小田 貴久</u> <u>吉川 さとし</u>
2 調査目的	地域交通に低速電動バスを導入し、脱炭素を推進しながら、交通課題解決に向けた取組、「保護より機会」の理念を掲げた障害者の働き場所の確保の取組、食と料理の商品・サービス化を図り高齢者に特化した雇用の取組、少年刑務所における再犯防止の取組など、特徴ある低炭素、地域福祉、更生支援施策を調査することにより、本県における今後の施策調査の参考にする。
3 調査期間	令和 6 年 3 月 27 日 ～ 令和 6 年 3 月 29 日
4 調査地	大分県、福岡県、佐賀県
5 調査内容	- 調査内容は、別添報告書のとおり。 - 経費は、合計 1,848,700 円であった。



県政調査報告書

かながわ未来 神奈川県議会議員団



(後列左から 近藤大輔議員、吉川さとし議員、小田貴久議員、作山ゆうすけ議員、石川裕憲議員、
佐藤けいすけ議員、永井真人議員)

(前列左から 岸部都議員、京島けいこ議員、太陽の家前事務局長、脇礼子議員)

調査議員	調査団長 京 島 けいこ 団 員 近 藤 大 輔 作 山 ゆうすけ 岸 部 都 石 川 裕 憲 脇 礼 子 佐 藤 けいすけ 永 井 真 人 小 田 貴 久 吉 川 さとし
調査期間	令和 6 年 3 月 27 日～ 3 月 29 日
調 査 地	I 大分市役所 II 社会福祉法人 太陽の家 III うきはの宝株式会社 IV 佐賀少年刑務所

I 大分市役所

■日 時：令和6年3月27日（水） 自：14時15分 至：16時

■場 所：大分市役所 佐賀関支所

（大分県大分市大字佐賀関1407-27）

■対応者：大分市都市交通対策課 廣田 暁則 参事、
同市 交通政策室 三ヶ尻 政信 室長

■調査概要：既存の公共交通機関の利用を促進させ、高齢者の積極的な社会参加につなげるため、令和5年4月から実施している「グリーンスローモビリティ」と呼ばれる小型の低速電動バスの走行について、ご説明いただいた後、運行しているバスを見学し、質疑応答を行った。

1 概要説明

（1）「グリーンスローモビリティ」の目的について

高齢者等の移動困難者の支援や過疎地域における移動手段の確保、ドライバー不足への対応など、地域公共交通が抱える課題解決のため、グリーンスローモビリティを運行している。

（2）「グリーンスローモビリティ」実施の背景について

- ・大分市のバス、タクシーのドライバーは年々減少、また、バスのドライバーの平均年齢は52歳を超えるなど、高年齢化が進み、ドライバー不足が課題となっている。
- ・バスの乗車人数は、新型コロナウイルスの影響を受け、運行距離の減少と比較しても、大きく落ち込んでいる。
- ・同市の運転免許自主返納者数は、令和元年以降、毎年2千人を超えており、公共交通への潜在的なニーズが高まることが予想され、運転免許返納後の移動手段の確保が課題となっている。
- ・同市内の13地域で構成される「地域まちづくりビジョン」の代表者会では、それぞれの地域で異なる実情が示され、様々な事業の要望が上がっている。

（3）「グリーンスローモビリティ」の導入について

過疎地域である野津原地域（令和2年運行開始）、佐賀関地域（令和3年運行開始）、過疎地域を有する大南地域（令和4年運行開始）において、民間サービスが届きにくいエリアでの日常生活や観光での移動支援として、実験運行を行った後、今年度から本格的に実施した。

（4）メリットについて

- ・民間サービスの届きにくい地域に対して、既存公共交通の補完が可能
- ・住宅地と商業施設や病院等を結ぶ地域内の運行、観光地へのアクセス手段となる。

- ・ 停留所以外でも乗降可能な「フリー乗降」や、同じダイヤで運行する「パターンダイヤ」の採用による利便性
- ・ 路線バスとの接続箇所である各支所を起点とし、駅やフェリー乗り場を経由する運行ルートの採用、またバス路線との重複を避けた運行により、路線バスや鉄道等との乗り継ぎ利用に活用
- ・ 令和3年度及び令和4年度のアンケートの結果は、9割以上が「満足」、「どちらかといえば満足」と回答

(5) 導入予算とランニングコスト（令和5年予算額）について

- ・ 車両購入費（3台合計）：97,743 千円（1台平均：32,500 千円）
（令和5年予算額）
- ・ 運行業務委託費 27,500 千円
- ・ その他委託（システム保守等）3,400 千円
- ・ その他（修繕料、印刷製本費等）3,131 千円
- ・ 合計 34,031 千円

(6) 関係機関との連携について

- ・ 運行ルート検討時に各道路管理者と県警察に事前説明を実施、朝夕の混雑状況や抜け道、小学校の通学路に関する地元からの意見など、地域の交通事情等について協議

(7) 安全性確保について

- ・ 運行業務はタクシー事業者に委託
- ・ 交通量の多い幹線道路を避けた運行ルート、朝夕の通勤・通学時間帯を避けたダイヤで運行
- ・ 運行ルート沿線にグリーンスローモビリティが運行する内容の看板を設置、また、車両後方にも、低速車両であることを伝えるバスマイクを設置

(8) 自動運転化に向けた課題について

社会実装に向けては、技術革新の進展や国の制度改正のほか、信号機をはじめとするインフラと自動運転車両が連携する道路インフラの整備、地域における運行体制の確立や事業性の確保などが課題

2 現地視察



(グリーンスローモビリティを見学)

3 質疑応答

問 この事業は、国や県の補助を受けているのか。

答 国や県からの補助は受けていない。すべて市の一般財源で賄っている。この事業により、地域の移動手段のない方へのフォローは十分できていると考えているが、市の財源で賄いきれなくなった場合の想定はまだできていない。広告費等の収入を図るなど事業継続について、今後しっかり行っていく必要があると考えている。

問 台風など大雨となった場合の対応はどうか。

答 通常の運行の範囲で、安全な運行ができないと判断した場合は、運休する。標高が高いバスルートについては、霧の発生で運休する場合もある。そういった場合、スマートフォンをお持ちの方には、LINEで知らせている。

問 運行ルート、バスダイヤは、どのように決定しているのか。

答 地域の自治会長などから意見聴取を行い、運行ルート、延伸区間、バスダイヤなどを検討し、地元の方と調整しながら決定している。

問 事業運営について、タクシー会社に委託しているということだが、意見調整はどのように行ったのか。

答 バス協会からは、運行ルートと競合している箇所部分もあるが、本数が少ないため、反対の意見はなかった。また、タクシー協会にも相談しながら事業を実施している。確かに競合する部分はあるが、ご理解をいただいている。

問 運行業務について、関係団体から、何か意見はあったのか。

答 特に意見はなかった。運行業務をタクシー会社に委託し、旅客運送の免許を持った方が運転することで、安全の確保ができていると考えている。

問 毎年3千万円以上のランニングコストは、市の負担としては大きいと考えるが、県に対して補助金の相談はしているのか。

答 この事業に関する予算については、県に話をしていない。基本は一般財源からの持ち出しで事業を進めている。過疎地域については、県から補助金が出る場合があるので、その部分での拡充を求める要望はしている。この事業については補助の要望はし

ていない。

問 過疎地域に対して、県の公共交通機関支援のような形での補助スキームはないのか。

答 大分県の公共交通機関支援に関する独自の補助スキームは今のところない。燃料費の高騰に対する補助については、大分県や大分市でも独自に行っている。

問 この事業に対する市の今後のビジョンについて伺いたい。

答 もともとバス協会が手を引いたところに対して、行政が移動支援を行うという意味合いが強い。実験を始めてから5年を経て、本格実施したところであるが、今後、バスがなくなり、移動支援が必要な場所について、基本計画に位置付けて対応していきたい。

問 冬場など気温が厳しいときの対応はどうなっているのか。

答 特に冷暖房対策は行っていない。苦情はほとんどない。住民の皆さんにご理解いただいていると認識している。

4 考察

大分市佐賀関地域のグリーンスローモビリティの視察を行った。

国土交通省では現在、低炭素社会の実現のための考え方に基づき、高齢化が進む地域での地域内交通の確保や、観光資源となるような新たな観光モビリティの展開など、地域が抱える様々な交通の課題の解決と、地域での低炭素型モビリティの普及を同時に進められる「グリーンスローモビリティ」の推進を行っている（国土交通省HPより）。

こうした国の動向の中で大分市においては、高齢化が進み、これまでもバス路線を持たない地域について、グリーンスローモビリティを導入してきた。

国土交通省はグリーンスローモビリティの定義として、「時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス」としているが、その幅は大きい。

大分市で導入されている車両は、窓なしのオープンなパスタイプ、10 個あるタイヤすべてにモーターがついており、客席は 11 席であるが、それ以上になると立って乗ることも可能である。

さらに運転手は有償で、地元タクシー会社に委託されているとのことであった。

視察した印象としては、利用者はグリーンスローモビリティであるから乗るのではなく、バスに乗る感覚で利用していた。

県内では、例えば今年度から相模原市緑区若葉台地域においても、市単独事業としてグリーンスローモビリティが本格導入される。

特徴としては、①ゴルフカート型の車両で定員以上は乗れない（定員 7 名）、②ドライバーが無償ボランティアであること、などが挙げられる。

2 市で比較してみると分かるように、グリーンスローモビリティと言っても、その車両の形状や運営主体が大きく異なっている。

地域の実情に合わせた運行ルートを作成できることも、グリーンスローモビリティの利点であるが、これらについても地域の理解と協力が前提となる交通施策である。

神奈川県政においても、高齢者や障がい者、過疎地域住民などの交通弱者に対する移

動支援は課題となっている。

今回の視察を通じて、地域住民と近い基礎自治体が、住民ニーズやその地域における協力体制を把握することが重要であることを再確認した。

県としては他の先進事例を学び、その予算化については社会的意義、福祉的意義を十分に考慮する中で、他の自治体と連携して取り組んでいくことが求められる。

Ⅱ 社会福祉法人 太陽の家

■日 時：令和6年3月28日（木） 自：9時15分 至：11時

■場 所：社会福祉法人 太陽の家
(大分県別府市大字内竈1393-2)

■対応者：前事務局長（※亡創設者の元秘書で、現在外部研修を担当）

■調査概要：太陽の家は、1965年の創設以来、「保護より機会を」の理念の下、企業との連携などを通じて、障がい者が働く場づくりに力を注いでいる。また敷地内にスーパーや銀行支店を置き地域交流の場を創出している。このような障がい者の雇用及び地域交流の取組について、ご説明いただき、施設の見学を行った後、質疑応答を行った。



1 概要説明

(1) 理念

「No Charity, but a Chance!」

同法人は、障がいのある人が、地域社会の働き、住民として普通に暮らす施設である。1965年の創立以来、障がいのある人の働く場づくりに取り組み、多くの人の社会復帰を支援し、身体に障がいのある方に対して、仕事や生活の場においてユニバーサルな環境づくりに努めている。また、日常生活で常に介助を必要とする重度の障がいのある人に対しても地域と交流の場を創出している。

(2) 施設の概要

同法人は、①就労支援施設、②生活支援施設（障がい者・高齢者）、③地域生活支援施設（ショートステイ、デイサービス等）、④地域支援施設（スポーツセンター、スーパーマーケット等）、⑤住宅支援の5つの支援施設・サービスで構成されており、障がいのある方が自立して就労・生活するための環境が整えられているほか、地域の方々にも開かれた施設として、スポーツセンターやコミュニティセンターが運営されている。

(3) 社会福祉法人 太陽の家の沿革

中村裕博士（創設者）は、アメリカ及びヨーロッパの留学中に、スポーツを医療の中に取り込む治療法を習得した。この手法を日本で実践するため、「障がいをもった人のための職業能力訓練の場」として、太陽の家を創設した。

年	月	沿 革
昭和 40 年	10 月	「太陽の家」創設
昭和 41 年	4 月	身体障がい者授産施設創設
昭和 46 年	6 月	重度身体障がい者授産施設創設
昭和 47 年	2 月	オムロン太陽（株） 設立
昭和 52 年	12 月	スーパーマーケット「サンストア」開店
昭和 53 年	2 月	ソニー・太陽（株） 設立
昭和 55 年	7 月	大分銀行太陽の家支店設立
昭和 56 年	9 月	ホンダ太陽（株） 設立
	11 月	第 1 回大分国際車いすマラソン大会
昭和 58 年	12 月	三菱商事太陽（株） 設立
昭和 59 年	3 月	デンソー太陽（株） 設立
	7 月	中村裕博士（創設者）逝去
昭和 60 年	3 月	オムロン京都太陽（株） 設立
平成 7 年	7 月	富士通エフサス太陽（株） 設立

(4) 中村裕博士（創設者）の取組について

「保護より機会を！」、「世に身心障害者はあっても仕事に障害はあり得ない」という理念の下、活動を続け、後にオムロン等日本を代表する大企業と提携して共同出資会社を設立し、多くの重度の障がいのある人を雇用した。

また、障がいのある人の作業環境の改善や治工具・自助具の導入を進め、障がいのある人の職能を開発し、ライン作業、熟練作業や頭脳労働などの雇用を創出した。

さらに、太陽の家本部を中心に、障がいのある人が施設に閉じこもるのではなく一市民として地域と積極的に関わっていくことを目指して、大分県に対して「福祉の街づくり計画」を提唱するとともに、パラスポーツにおいては、1961 年に日本で初めてとなる「大分県身体障害者体育大会」を実現させた。

(5) 共同出資会社の概要について

「職業訓練をする福祉的な工場運営だけではだめ、多くの企業から出資者を募り、共同会社を設立して、雇用の機会を創出すべき」との考えに基づき、現在、7社の協力を得て、特例子会社（※）を設立した。

（※ 特例子会社とは「障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社」であり、特例子会社を設立すると、そこで雇用する全従業員は、雇用率を算定する際には親会社と同一の事業所として取り扱われる。）

会社名	株主構成	生產品目
オムロン太陽 (株)	オムロン (株) ほか：約 88% 太陽の家：12%	制御機器（サムロータリースイッチ、ソケットなど）の製造
三菱商事太陽 (株)	三菱商事 (株)：67% 太陽の家：33%	システム開発 ネットワーク構築・運用 名刺作成・データ入力
ホンダ太陽 (株)	本田技研工業 (株) ほか： 66%、太陽の家：24%	二輪・四輪・汎用製品の部品製造
ソニー・太陽 (株)	ソニー (株)：約 77% 太陽の家：23%	マイクロホン、IT 製品の生産等
富士通エフサ ス太陽 (株)	(株) 富士通エフサス：75% 太陽の家：25%	ICT 分野における各種サービスの提供、システム運用・監視 ATM および PC のリペア
デンソー太陽 (株)	(株) デンソー：51% 太陽の家：49%	自動車用コンビメーター、フューエルセンダ、スマートキーケース等の自動車部品
オムロン京都 太陽 (株)	オムロン (株)：61% 太陽の家：39%	制御機器（センサー、タイマ、リレー、ソケットなど）、健康機器（体温計、血圧計）の製造

2 施設視察



(施設内を見学)

3 質疑応答

問 障がい者雇用率の段階的な引き上げがあり、精神障がい者の雇用も増加している中で、就職後にうまく働けず、離職や転職を繰り返したりすることが多いと聞いている。何か工夫している点があれば伺いたい。

答 国家資格である精神保健福祉士の資格を持つ職員を雇用し、精神障がい者の支援体制を強化している。共同出資会社の雇用意欲も非常に高い。そういった就労支援に力を入れているところである。

問 神奈川県では、住み慣れた地域で、ご自身の意向に沿って安心して地域生活を送ることができるように、関係機関と連携しながら地域での受入れ体制を整える取組を行っているところであるが、就労支援を受けている従業員は、グループホームなどに居住されている方が多いのか。

答 グループホームに居住されている方はいない。民間アパートから通われている方が多い。介護が必要な方に関しては、太陽の家の生活介護施設で生活していただいている。

近隣地域の家主は理解がある方が多いので、部屋探しに苦労することはない。トイレを広くすることや、入り口のスロープ設置、火災報知機と連動するパトライトの設置、賃借物件の改造など、ほとんど問題なく家主の理解を得て工事ができている。こうしたことは、地域との関わりの長い間の積み重ねによるものと考えている。

4 考察

社会福祉法人太陽の家の取組は、本県における障がい者の雇用及び地域交流施策に対して多くの示唆を与えることができると考える。

太陽の家が実践している企業との連携による就労支援の取組は、県内の民間企業と障がい者雇用に関して協働するためのモデルとなる可能性がある。大企業と共同で出資会社を設立し、障がい者が働ける場を提供するこの方式は、企業側の社会的責任（CSR）の一環としても機能し得る。実際に多くの企業が施設の理念に共感し、出資している現実がある。県内企業の障がい者雇用率の向上に寄与するこのような連携モデルを本県も奨励し、支援するべきだと考える。

次に敷地内にスーパーや銀行支店を設置する太陽の家の取組であるが、障がい者が社会の一員として活躍できる場の提供だけではなく、地域社会との交流の促進にも貢献している。このような地域交流の場の創出は、障がい者への理解を深めると同時に、地域社会の結束力を高める効果がある。本県がこのような取組を支援し、他の施設や企業にも拡大することで、より包括的な社会の実現に向けた一歩となる。

また、法定雇用率の達成への取組についても参考になった。来年度から段階的に引き上げられる法定雇用率に対応するためには、太陽の家のように、障がい者が実際に働きやすい環境を整備することが重要である。本県がこの点において具体的なサポートやガイドラインを提供することで、県内企業の取組を後押しすることが可能になる。

最後に「保護より機会を」の理念の普及啓発の取組が挙げられる。太陽の家が掲げる

「保護より機会を」の理念は、障がい者施策において非常に重要な指針である。様々な会社がこの理念に共感して出資していることは眼前の事実である。視察では「保護より機会を！」、「世に身心（しんしん）障害者はあっても仕事に障害はあり得ない」という理念の下、1965年に太陽の家を創設した故中村裕博士の歩みについて多くの時間が割かれ、また案内された太陽ミュージアムでも、その歴史と理念と歩みについてかなりのスペースが割かれていた。

このことから考えると、出資を集めるためにいかに中村博士が理念の普及に力を入れていたかが伺える。障がい者雇用率を上げること一つ取ってもなぜそれをやるべきなのか、その哲学がなければ普及するものも普及しないのではないかということを感じた。行政における障がい者施策についても、その目的意識をしっかりと持ち、障がい者施策が社会全体の利益につながるという信念の下に進める必要がある。

Ⅲ うきはの宝株式会社

■日 時：令和6年3月28日（木） 自：13時 至：15時30分

■場 所：うきはの宝株式会社
（福岡県うきは市浮羽町妹川4333-1）

■対 応 者：代表取締役

■調査概要：同社は、「ばあちゃん」の得意と特性を活かした「食」と「料理」をサービス化してインターネットショップで食品を販売するほか、専門誌も発行している。このような高齢者雇用の取組について、ご説明いただき、施設の見学を行った後、質疑応答を行った。



1 概要説明

（1）事業のきっかけについて

75歳以上の「ばあちゃん」たちが働ける会社をつくりたいという動機から、同社を設立した。立ち上げのきっかけは、バイク事故による約4年間の入院生活の際、同時期に入院していた「ばあちゃん」たちに精神的に救われ、恩返しをしたいという思いから生まれた。「月にあと2～3万円あれば助かる」「日常生活で人と会うことがなく孤立している」といった課題を解決し、幸せになってほしいという思いで事業を展開している。

（2）同社の取組について

今、事業開始から5年目を迎えたところである。全国に、フランチャイズではなく、コンサルティングの形で、全国の「ばあちゃん」たちに、会社設立や事業運営までのサポートをしている。ちょうど今、岐阜県の方に、Zoomによるやり取りを、月2回以上行っている。今年中には、法人格を持つ会社を立ち上げる予定となっている。今、5つの地域から相談を受けている。

同社は全員で20名以内ぐらいの組織である。そのうち12名くらいがおばあちゃんたちになる、おばあちゃんに対しては、雇用契約ではなく時給で支払っている。全員と雇用契約を結ぶことは経営的に厳しい。

若い社員が「ばあちゃん」をサポートする形をとっている。東京都や千葉県などか

らリモートでサポートしている社員もいる。このように多世代で協力して働くということで事業に取り組んでいる。

収益の柱は食品製造である。販売方法は、インターネットによる通信販売が90%を占めている。販売先は、主に東京圏となっており、「ばあちゃん飯」というブランドで行っている。販売実績は非常に好調である。今年中に毎月、「ばあちゃん」が作ったおやつが定期的に届くサブスクのプランを発表する予定である。

全国各地の地域おこし協力隊から、高齢者就労の指導をしてほしいとの要望が上がっており、講演等の形で協力を行っている。

さらに、5周年に伴い新たな動きとして、「ばあちゃん」たちの活躍の場と高齢者の働き方の機運を広めていくため、暮らしのヒントや生きる知恵をコンテンツとした、「ばあちゃん新聞」を創刊した。発行部数は、今のところ2千部である。30名以上の「ばあちゃん」に取材、出演をお願いしている。また全国の15箇所の地域にいる支局長の協力を得ている。LINEと連携させ、購読者からの要望を紙面に反映しながら発行している。2025年までに1万部の発行部数を目指したいと考えている。

(3) 今後の課題について

同社を起業する際、周囲からビジネスとして成立しないと反対されたが、高齢者が事業に加わることの必要性や可能性を信じて事業を行っている。

将来、75歳以上の「ばあちゃん」たち5百人の雇用を目標としている。

今後の課題は、高齢者を直接サポートする若者を呼び集めることだと考えている。懐かしい手作りの味を望んでいる方、元気に働く「ばあちゃん」たち、また「ばあちゃん」をサポートする若者など、多世代が協力して、事業を展開することにより、みんなが幸せになる社会を実現していきたい。

2 施設視察



3 質疑応答

問 町内会や敬老会など、地域活動で様々な高齢者と接する機会があるが、その高齢者の世代だけで活動していることが多く、閉塞感のようなものがあって、やりがい

を見つげにくくなっている。

同社は事業運営などのコンサルティングをしているということだが、地域の高齢者が、活躍できる場をつくる人材の育成はとても重要だと思う。今後どのように、人材の発掘や育成をしていくのか伺いたい。

もう1つは、身近な自治体等とどのように連携できる可能性があるのか、財政的な支援に限らず、連携が可能なのか伺いたい。

答 自治体との連携であるが、国の地域おこし協力隊の活動で、自治体から依頼を受けて、応募者の面接の仕事をしている。5つの地域から相談を受けているが、基本的に一人で対応しているので、時間にゆとりがなく、限界を感じている。社内でコンサルティング業務ができる人材の育成が必要であると認識しているが、まだ組み立てていない。将来的には、インターン研修や、のれん分けのようなことをやりたいとは思っている。

老人クラブがなぜ衰退したのかというと、同世代の人たちだけで運営や維持管理したのが、一つの要因だと思う。若い人など多世代が入ることによって、持続性が生まれると思う。

問 高齢者を雇用する上で、ケガなどのリスクについては、どのように考えているのか。

答 準備期間を含めると7年が経つが、幸いにして今のところ1度もケガの事故がない。しかしながら、いずれは起きると考えている。今は委託契約にしているが、従業員を守る立場からいうと雇用契約の方が望ましいと思う。その点からいうと、高齢者雇用を前提とした新たな国の制度を創設してほしいとの思いがある。今後の国の動きを期待したい。今は1件の大事故が起きたら、会社が吹き飛ぶという大きなリスクがあるという認識を持ってやっている。

4 考察

令和4年版高齢社会白書（内閣府）によれば令和3年の日本の高齢化率（65歳以上人口/総人口）は28.9%であり、その内訳は65歳～74歳人口が14%、75歳以上人口が14.9%となっており、75歳以上人口が65～74歳人口を上回っている。人口減少が全国的に進む中、高齢者施策は子ども・子育て施策と並ぶ喫緊の課題である。広域自治体として本県の高齢者施策も先進的な取組に学び、アップデートしていかなければならない。

今回訪れた福岡県と本県の高齢化率を比較すると、令和3年度実績値[福岡県28.2%、本県25.7%]、令和27年度見込値[福岡県35.2%、本県35.2%]と比較的近似した数値及び推移となっており、施策や対策においても、参考にできる部分が多いと思われる。日本社会において、現役世代＝生産世代、高齢者＝非生産世代＝ケアされる側という固定観念が根強いこともあり、行政による高齢者施策は”高齢者の生きがい・やりがい＝娯楽・健康づくりの場の提供”というステレオタイプなものが多い。

視察先の「うきはの宝株式会社」は、福岡県うきは市で2019年に誕生した75歳以上の“ばあちゃん”たちの得意とする昔ながらの味を製造・販売する会社である。75歳以上が稼ぐ・働く、という発想が大変先進的であり、その手法もまたユニークである。77

歳から 88 歳までの“ばあちゃん”の田舎手料理を試食し、干し芋製造現場を見学させていただく中で、75 歳以上であっても仕事を持つことで生き生きとやりがいをもって働いている。人の役に立ち、それにより報酬を得ると同時に地域の中で必要とされることが自己肯定感につながる。後期高齢者と呼ばれる 75 歳以上の方々であっても、決して社会から支えられるだけではなく逆に社会を支える存在になりえるという視点は、高齢化社会における本県の施策においても取り入れるべきである。

また、75 歳以上で働くことを可能にするため、20 代～40 代の若いスタッフがフレッシュな発想と ICT やデザインの力を活用することで“ばあちゃんビジネス”を支えている点も大きな特徴だ。WEB 媒体を使って商品を全国に販売するだけでなく、ばあちゃん新聞という紙媒体でも“ばあちゃん”たちの活躍する姿や価値を全国に発信している。世代間の価値観の違いを単なる違いとして片づけるのではなく、お互いの違いを尊重し、高齢者がもつ経験知への光の当て方を工夫することで新しい価値を生み出す、いわば「多世代連携によって多様性を実現する」取組ともいえるだろう。今後は、こうした多世代連携が進むよう広域行政としての支援を充実させることが本県には求められるのではないだろうか。

活力ある日本、活力ある神奈川は高齢者の活躍なくして実現は難しい。各種の意識調査で、従来の 65 歳以上を高齢者とすることに否定的な意見が出始める中、75 歳以上を高齢者の新たな定義とする提案もなされている。ただ大切なのは、75 歳を過ぎても社会に活躍の場があり、自己肯定感をもって暮らすことができるための具体的な処方箋を示すことである。

本県でも、かながわ高齢者保健福祉計画において、介護予防・生きがいづくり支援事業として老人クラブ活動や通いの場の推進などが掲げられているが、高齢者＝支えられるべき存在という域を出てはいない。

今回の視察を通じ、「若い」を否定的にとらえず、むしろ経験知として高い価値があること、また世代間の連携により、そうした価値を“仕事”として社会に還元できる仕組みについてこの視察を通して学んだ。基礎自治体や県行政が現在実施している高齢者の「学ぶ場」や「活動する場」を提供する事業だけでなく、今後は民間とも連携し、働きたい高齢者の「働ける場」を創出するよう、本県も取り組むべきである。

IV 佐賀少年刑務所

■日 時：令和6年3月29日（金） 自：10時30分 至：12時

■場 所：佐賀少年刑務所

（佐賀県佐賀市新生町2-1）

■対 応 者：佐賀少年刑務所 福田 篤史 所長、同所 工藤 武志 庶務課長

■調査概要：佐賀少年刑務所は、受刑者に職業訓練を重点的に行っている刑事施設で、全国の施設から選ばれた訓練生を受け入れている。同所では、再犯防止には出所後の就労が重要であるという観点から、ハローワークと連携した支援も行っている。こうした若者の再犯防止の取組について、ご説明いただき、施設の見学を行った後、質疑応答を行った。



1 概要説明

（1）佐賀少年刑務所での取組について

佐賀少年刑務所は、全国に7施設しかない総合職業訓練施設に指定されている。矯正処遇の一環として11種目の作業・職業訓練のプログラムが組み立てられており、各種の資格を取得できるようになっている。溶接科、電気通信設備課、建築科、内装施工科、理容科、情報処理技術科、ビジネススキル科、ビル設備管理課、CAD技術科（基礎課程）、CAD技術科（応用課程）、ビルクリーニング科などがある。ただし、来年からビルクリーニング科が減って10科目になる予定である。

また、同所では犯罪の責任を自覚させ、健康な心身、社会生活に適応するために必要な知識などの養成のため、被害者感情を理解させる指導や対人関係円滑化指導などの改善指導を行っている。さらに余暇活動の援助の一環として、クラブ活動が行われている。特にブラスバンド、ギター、剣道など全国的に見ても珍しい活動も行われている。

(2) 佐賀少年刑務所の沿革について

同所の主な沿革は以下のとおりとなっている。

年	沿革
昭和19年	佐賀少年刑務所と改称、少年受刑者の収容開始
昭和47年	受刑者分類規程の制定に基づく対象受刑者の収容開始
昭和53年	総合職業訓練施設に指定

(3) 佐賀少年刑務所の収容状況について

ア 受刑者の年齢について

同所の敷地面積は、大体、東京ドームの1.5倍、福岡ドームでちょうど同じぐらいの大きさとなっている。また、少年刑務所ということで少年受刑者を受け入れることができる施設となっている。現在、少年受刑者については、受刑してから、20歳を超えたものが今1人いるのみとなっている。ただし、少年刑務所ということで他の刑務所に比べると、受刑者の平均年齢は低くなっている。平均年齢は38歳ぐらいになる。全国の平均年齢では46歳ぐらいとなっている、比較すると、6歳ぐらい年齢が低い。

イ 組織について

組織については、総務部と処遇部の二部制の施設に分かれている。他の施設と比較して特色は、首席矯正処遇官の下に、就労支援担当の統括矯正処遇官がいる。社会復帰に向けていろんな就労支援を積極的に行っている施設ということになる。来年度から名称が変わって、社会復帰支援という名前に変わる予定になっている。

ウ 収容率について

今日現在で、収容員は、385名、収容率は56.8%になる。平成17年をピークに現在、全国的にも受刑者の収容数は減少しており、昨年末の時点で全国平均の収容率は47.3%。同所はその時点で53.8%と平均よりも少し高い収容人数となっている。この理由は、同所では再犯防止の指導をしている施設なので、性犯罪による受刑者を集めていることと、全国から総合職業訓練施設として、職業訓練生を集めていることで、他の施設より収容率が高めになっている。

エ 罪名別の収容率について

全国的には、窃盗が一番多い。その次が覚せい剤、強盗になるが、同所は、性犯罪の再犯防止教育をしている施設なので、強姦性交等の性犯罪の受刑者の収容率が高くなっている。そのあと、窃盗、覚せい剤ということで、他の施設とは異なる収容率となっている。

(4) 佐賀少年刑務所施設の矯正処遇について

受刑者の入所後、最初に刑務執行開始時の指導及び処遇調査ということで、出所ま

での教育目標を立てるための調査を行っている、それから矯正処遇といって、刑務作業、職業訓練、改善指導、教科指導、就労支援などを行いながら、出所に向けて準備し、最終的には、出所前に出所指導を行って、社会復帰につなげるというのが基本的な流れになっている。

ア 刑務作業について

長期受刑者が対象としており、基本的に刑として作業を行わなければならないことになっている。受刑者は木工などにより、木箱のようなものや窯業による製品を作っている。また、受刑者人たちの食事や洗濯はすべて受刑者が行っている。隣にある佐賀少年鑑別所の少年の食事も同所で作っている。

イ 職業訓練について

特に珍しいのが理容科の職業訓練である。2年で理容の国家資格が取れる。他に電気通信設備科、CADの技術、いわゆる製図であるが基礎的な平面の製図、それから、3次元CADとして立体的な製造を行うような訓練も同所で行っている。情報処理技術科については難しい試験で、一般の合格率が40%ぐらいのところ、同所は50%~60%の水準となっている。

ウ 改善指導について

改善指導は、それぞれの問題点を見つけて、それについて、いろいろ改善し、修正をかけていく指導で、一般改善指導及び特別改善指導に分かれている。特別改善指導は、性犯罪であるとか、暴力団離脱指導であるとか体系を立てられているものである。犯罪の大きな負因となっている類型的な問題点に焦点を当て、特別に集団を編成して実施する指導プログラムである。

実施例では、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労準備指導を実施している。その他のものが一般改善指導ということになっている。具体例では被害者感情理解指導、対人関係円滑化指導、行動適正化指導、自己改善目標達成指導などがある。

エ 教科指導について

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して、学校教育法による学校教育の内容に準じる内容の指導を行っている。

オ 就労支援について

キャリアコンサルタントの資格を有する就労支援専門官及び就労支援をするスタッフを配置し、個別面談を通じて、自己理解・仕事理解、求人情報提供、履歴書作成、面接練習、ビジネスマナー、ハローワークへの求人登録などの支援を行っている。

また、ハローワークの駐在員が常駐しており、積極的に就労支援ができるようになっている。また、就労支援フェスタ、企業の説明会、面接会も行っており、在所中にハローワークに登録して、企業面接等を通じて内定を取るという状況にある。今年はまだ3月1日現在で30名、昨年を超える人が出所前に内定を取っている。

2 施設視察

職業訓練施設などの刑務所構内を見学（撮影不可）

3 質疑応答

問 釈放された後、社会復帰するためには、住むところや就職することが重要である
と考える。簡単には決まらないと思われるが、実際、例えば地域の行政であるとか
民間団体との連携などは、どのように行っているのか。

答 社会復帰就労支援の関係では企業説明会として、企業の方に来ていただいでい
る。面接後、採用が決まったら、その企業の社員寮などにお住まいになる方が多
い。あとは、それぞれ自分で見つけたところから職場に通うということもある。そ
の架け橋となるよう支援を行っている。

問 そのような取組は大体うまくいっているのか。

答 何とも言えないところである。実際、出所してから就職を決める方もいる。とり
あえず資格はあるが、それを役立てるかどうかは、本人の意思になってしまう。積
極的に資格を使って就職いただきたいところであるが、なかなか難しいところも実
際にはある。

問 この刑務所は、性犯罪の受刑者が多いと先ほど伺った。神奈川県議会において
も、県立高校におけるわいせつ事案について、多数報告されており、県教育委員会
では、事案の撲滅に向けていろいろ取組をしているところである。性犯罪被害者の
話しを聞くという取組などを、本県議会で提案をして、教育委員会がやるようにな
ったが、そういった事案への対応を行っているのか。

答 横浜刑務所においては性犯罪の改善指導について、同所のような性犯罪に向けた
取組は行っていない。出所前に少しプログラムを実施するのみである。本格的に行
うのは、同所のような位置付けを持つ施設のみとなっている。性犯罪については再
犯率の高い人、中ぐらいの人、そうでない人で分けて、教育機会を別にして実施し
ている。基本的には同じグループでやるので、その内容を外部の人と一緒にではでき
ないところがある。教育研修などの連携などについては、法務省や同所のような位
置付けとなっている施設で、何ができるか相談していただくのがよいと考える。

4 考察

佐賀少年刑務所の取組が本県の県政課題解決の参考になる点を考察するにあたり、い
くつかの重要な側面が挙げられる。

まずは職業訓練の充実である。佐賀少年刑務所では、受刑者に対して職業訓練を重点
的に行っており、全国の施設から選ばれた訓練生を受け入れていることが特徴である。

本県でも、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくりを促進することを目標とする「神奈川県再犯防止推進計画（第2期）」を令和6年3月に策定したばかりである。更生施設における職業訓練を社会で活かすために、行政は就労の機会を増やし経済的自立を支援する取組において、こうした施設と連携することが重要となる。

次に、出所後の就労支援の取組が挙げられる。佐賀少年刑務所では、ハローワーク等と連携した支援を行っており、出所後の就労支援に力を入れている。本県においては、ともに生きるかながわ憲章に「私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します」とうたわれている通り、すべての人がその人らしく暮らす社会の実現を目指している。様々な主体との連携を強化することで、出所者が再び社会に溶け込むための重要なステップとなり、地域社会の安全と安定に寄与することになるため、こうした就労支援の取組は非常に重要である。

また、再犯防止のための総合的支援の取組も不可欠である。佐賀少年刑務所のような施設では、職業訓練だけでなく、心理的な支援や教育プログラムも提供している。本県においても、再犯防止を目指す上で、このような総合的な支援体系の構築が欠かせない。受刑者が社会に再び溶け込むためには、職業的なスキルだけでなく、社会的なスキルや適切な心理的サポートも必要とされる。執行猶予や仮釈放の際の保護司との連携も必要不可欠で、保護司不足を解消し、地域において適切にサポートが行われるような取組が必要である。

最後に、地域社会との連携が挙げられる。地域社会との連携を深めることも、再犯防止と更生支援の鍵を握っている。佐賀少年刑務所の取組から学ぶべき点として、出所者が地域社会にスムーズに再統合できるように、地域住民や地元企業、NPOなどとの連携を図っていることが挙げられる。このような連携は、出所者に対する偏見の解消や、彼らが地域社会の有意義なメンバーとして受け入れられるための環境を整える上で重要である。

以上の考察から、佐賀少年刑務所の取組は、特に職業訓練の提供、就労支援の取組、総合的な支援体系の構築、そして地域社会との連携強化という4つの主要な方針について、本県の再犯防止と更生支援施策の参考となる。本県もこうした施策を参考にし、罪を犯した若者たちの更なる支援体系構築を進めるべきである。

